

ライフステージ別の支援一覧（障害のある方等向け）（案）

※代表的な施策を記載しております。

障害児福祉計画で見込み量計算を行う対象の事業

障害福祉計画で見込み量計算を行う対象の事業

ジャンル	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生 6～11歳	中学生 12～14歳	15～17歳	18歳以上	20歳以上	所管	
通園 通学等	認可保育園等における障害児等保育							保育課 入園・認定係 保育指導課 支援係	
	障害児等巡回保育相談							保育指導課 支援係	
		幼稚園における 特別支援教育						学校運営課 幼稚園係	
			特別支援学校（区立新宿養護学校）					教育支援課 特別支援教育係	
			特別支援学校（東京都立）			特別支援学校 （高等部）※1 ※2		小学部・中学部：教育支援課 特別支援教育係 高等部：東京都	
			特別支援学級					教育支援課 特別支援教育係	
			特別支援教室（まなびの教室）					教育支援課 特別支援教育係	
		ことばの教室						教育支援課 教育センター	
			専門家による巡回相談					教育支援課 特別支援教育係	
			学童クラブにおける 障害児保育					子ども総合センター 子育て支援課 児童館運営係	
		障害幼児一時保育						子ども総合センター 子育て支援課 発達支援係	
健診	3,4か月児健診、1歳6か月児健診、 3歳児健診、5歳児健診							各保健センター	
相談	子ども総合センターにおける発達相談							子ども総合センター 子育て支援課 発達支援係	
	障害児相談支援					計画相談支援		障害者福祉課 支援係	
		教育相談						教育支援課 教育センター	
		就学相談						教育支援課 特別支援教育係	
障害福祉 サービス 等	児童発達支援							障害者福祉課 支援係	
			放課後等デイサービス						
	保育所等訪問支援								
	居宅訪問型児童発達支援								
			障害児等タイムケア※3					障害者福祉課 事業指導係	
	居宅介護や移動支援(ホームヘルプサービス)								障害者福祉課 支援係
					重度訪問介護（見守りを含むヘルパーサービス）				
	日常生活用具の支給								
			住宅設備改善						
障害児入所（虐待対応含む）					・施設入所支援（虐待対応含む） ・療養介護		18歳未満：東京都児童相談センター 18歳以上：障害者福祉課支援係		

ライフステージ別の支援一覧（障害のある方等向け）（案）

ジャンル	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生 6～11歳	中学生 12～14歳	15～17歳	18歳以上	20歳以上	所管
障害福祉 サービス 等			短期入所（ショートステイ）					障害者福祉課 支援係
			日中一時支援（日中ショートステイ）					
						共同生活援助（グループホーム）		
						宿泊型自立訓練		
						福祉ホーム		
家族支援	重症心身障害児等在宅レスパイトサービス ※4						障害者福祉課 経理係	
	ペアレントメンターの活用・養成 ※新規のメンターの養成も行っています。対象は心身の発達や成長に心配のある子どもを育てた経験を持つ保護者						子ども総合センター 子育て支援課 発達支援係	
	ヤングケアラーコーディネーター						子ども総合センター 子ども相談支援課 総合相談係	
手帳	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付						東京都(受付は以下のとおり) 身体障害者手帳：障害者福祉課 愛の手帳：東京都 精神障害者保健福祉手帳：各保健センター	
医療費助 成 (代表的な もの)	心身障害者医療費助成制度（マル障）						東京都 （受付）障害者福祉課 相談係	
	自立支援医療（更生医療）						障害者福祉課 相談係	
	自立支援医療（育成医療）						国 （受付）各保健センター	
	自立支援医療(精神通院医療)						東京都 （受付）各保健センター	
	小児精神障害者入院医療費助成							
	小児慢性特定疾病医療費助成							
	難病医療費等助成・特殊医療費等助成						国・東京都 （受付）各保健センター	
各種手当	各種手当については、制度により実施主体・対象の障害等が異なります。						問合せ先については、『障害者福祉の手引』P18～P21 をご覧ください。	
年金	障害基礎年金						国 （受付）医療保険年金課 年金係	

ライフステージの切り替え時等の支援について

表上の注番号	支援の内容	所管課
※1	進路対策連絡会：特別支援学校高等部の高校3年生の進路について、区立施設を中心に学校・事業所と連携して調整を行います。	障害者福祉課 支援係
※2	特別支援学校への協力：高等部3年生に対し福祉事務所訪問、全学年保護者向け福祉サービス利用説明会に協力をしています。	障害者福祉課 支援係
※3	障害児等タイムケアの利用：令和7年6月より、18歳以上の方の利用も可能となりました。日中活動終了後の居場所としてご利用いただけます。	障害者福祉課 事業指導係
※4	重症心身障害児等在宅レスパイトサービス：18歳に達するまでに、該当する障害等を有した方が対象です。 医療的ケアを受けている18歳以上の方は、高等学校等に在籍している方が対象です。	障害者福祉課 経理係